（なお、問題点については、勧告を行っており、第８「４　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

○　金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等〔証取法第28条、第66条の11、金商法第66条の12〕

５　自主規制機関に対する検査

平成20事務年度に検査が終了した自主規制機関等は１機関であり、当機関において不公正取引に関する問題点及びその他業務運営に関する問題点が認められた。

（なお、問題点については、勧告は行っていないものの、自主規制機関に対して問題点を通知している。）

第８　証券検査の結果に基づく勧告

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

⑴　不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為及び自己資本規制比率が120％を下回る状況等〔金商法第52条第１項第３号、第５号及び同項第６号並びに第198条の６第10号該当。金商法第43条の３第１項並びに第46条の６第１項及び第２項違反〕

①　不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為

アセットカンパニー株式会社においては、平成19年11月、金商法第31条第４項の規定に基づき第一種金融商品取引業の登録申請を行った。しかし、当社の平成19年９月末時点の純財産額及び自己資本規制比率は、登録拒否要件を規定する金商法第29条の４第１項第５号ロの純財産額（5,000万円）及び同項第６号イの比率（120％）を下回る状況にあった。

そこで当社は、平成19年９月末及び10月末時点につき、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書（金商業等府令第10条第１項第１号）を作成したほか、純財産額を算出した書面（同項第２号イ）及び自己資本規制比率を算出した書面（同項第３号ロ）についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして、登録申請を行った。当社は、平成19年11月28日、第一種金融商品取引業者の登録を受けた。

②　自己資本規制比率が120％を下回る状況等

イ　当社の自己資本規制比率は、本件登録申請日（平成19年11月２日）以降、検査基準日（平成20年５月30日）までの間、120％を下回る状況となっていた。また、当社の純財産額についても同様に、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、5,000万円に満たない状況となっていた。

ロ　当社は、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、金商法第46条の６第１項に基づく自己資本規制比率の状況について、140％を下回っていたにもかかわらず、その旨の届出を行わず、また、毎月末の届出に関しても、その比率が120％の基準を満たしているとした虚偽の内容の書面を提出した。

ハ　当社は、本件登録に際し、当局から、金商法第56条の２第１項の規定に基づく報告徴求命令として資料の提出を命じられ、本件登録以降、毎月末の自己資本規制比率に係る届出の添付資料として、⒜毎月末の残高試算表、⒝顧客からの預り金残高の明細を提出した。

しかし、当該添付資料のうち⒜については、平成19年11月以降平成20年４月までの間の各月末時点のものに関し、また、⒝については、平成20年２月以降４月までの間の各月末時点のものに関し、それぞれ虚偽の内容を記載した。

③　自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況

当社は、顧客の預り保証金及び外国為替証拠金取引に係る実現損益、評価損益等に相当する金額を、保証金顧客口の銀行預金及び当社のカバー取引先への保証金（以下この⑴において「区分管理額」という。）として預託することにより、自己の財産と顧客の財産を区分管理することとしていたが、平成19年12月14日に区分管理額不足が発生した後、検査基準日である平成20年５月30日に至るまで区分管理額不足となっていた。

・　勧告年月日

平成20年８月１日

・　勧告対象

当社

・　行政処分の内容

①　登録の取消し

②　代表取締役の解任

③　業務改善命令（イ　顧客取引を速やかに結了し、かつ、顧客から預託を受けた保証金等を遅滞なく返還するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ロ　顧客の間における公平に配慮しつつ、顧客の保護に万全の措置を講じること、ハ　登録の取消しについて、店頭及びホームページに表示する等、顧客への周知を徹底するとともに、顧客への適切な対応に配慮すること）

⑵　電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号該当〕

○　常盤Investments株式会社は、インターネットを主体とした外国為替証拠金取引（以下この⑵において「ＦＸ取引」という。）を行っているところ、ＦＸ取引に係る電子情報処理組織（以下この⑵において「システム」という。）の保守管理等については、業務委託先に対し全面的に一任している状況にあり、当社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢にない。

今回検査において、当社におけるシステム障害の発生状況について検証したところ、業務開始日から検査基準日までの約16か月間において、少なくとも30件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、ＦＸ取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれている。しかしながら、当社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていない。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢は、極めて杜撰であることが認められた。

・　勧告年月日

平成20年８月８日

・　勧告対象

当社

・　行政処分の内容

業務改善命令（イ　今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ　システムの現状、システム障害の発生原因を十分確認・検討し、外部システム監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること、ハ　今般の行政処分を踏まえ、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）

⑶　顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等〔金商法第39条第１項第３号及び金先法第76条第９号に基づく金先法施行規則第25条第３号該当。金先法第83条違反〕

①　架空取引を捏造して顧客に財産上の利益を提供する行為

株式会社パンタ・レイ証券ＦＸ事業部員は、その業務に関し、平成19年８月にロスカットされたことなどにより生じた外国為替証拠金取引に係る顧客の損失及び逸失利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、平成19年９月５日、10日及び10月９日の３日間、計６回にわたり、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、計1,258万円の財産上の利益を提供した。

②　システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その届出を行わない行為等